

再建団体転落を回避

～ 10年間で計画的に財政収支を改善～

1 行政コストの削減

項目	内容
事務コストの縮減	ITを活用した「電子府庁(e-fuchyou)」の実現に向けた取組をはじめ、府民サービスの低下を招かないことを前提に、すべての分野において、可能な限り、時間・経費の数値目標を設定して、事務の効率化に取組む。
建設事業のコスト縮減	<p>「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、工事コストの低減と併せて、時間的コストやライフサイクルコストの低減などさらなるコスト縮減に総合的に取組む。</p> <p>▶「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画(平成9年9月策定)」 平成9年度から平成11年度で4つの施策分野・17施策・160項目で取組む。目標数値10%のコスト縮減 実績約10.7%(約240億円)</p> <p>なお、警察庁舎2期工事については、グレードの見直しなどを行い、建設事業費の縮減に努める。</p> <p>▶延床面積 118,198㎡ ▶総工事費 704億円(1期390億円、2期314億円) ▶事業スケジュール 1期棟 H14.7月竣工予定 2期棟 H13 実施設計</p>

2 自主財源の確保

■ 府税収入の確保

項目	内容				
収入歩合の向上	<p>課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取り組む。特に、自動車税の滞納整理を強化するなど、従来の対策と併せてさらなる取組をすすめ、全国平均を下回っている収入歩合（徴収率）の向上に努める。</p> <p style="text-align: center;">収入歩合（平成11年度）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>全国平均</td> <td>96.0%</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>95.1%</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">目標値 96.1%</div>	全国平均	96.0%	大阪府	95.1%
全国平均	96.0%				
大阪府	95.1%				
課税自主権の活用	法定外税など課税自主権の活用について、引き続き検討する。				

■ 府有財産の売り払いの促進

項目	内容
府有財産の売り払い	<p>処分可能な府有地については、必要な手順・手続を踏んだ上で売り払いに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃川・廃道敷、施設跡地等の普通財産 ▶ 低・未利用の行政財産 ▶ 大阪府職員宅舎・教職員住宅等の廃止による施設跡地 ▶ 府営住宅建替えにより生み出す用地 ▶ 府立高校再編整備に伴う施設跡地等

■ 使用料・手数料の見直し

項目	内容								
使用料、手数料の見直し等	<p>適正な受益者負担を求める観点から、使用料・手数料の見直しを行うとともに、減免制度について、制度として時代状況に合わなくなったものや、受益者間の負担の公平を確保する観点から見直しが必要なものは、見直しを進める。</p>								
農業大学の入学金及び授業料	<p>受益者負担の適正化を図る観点から、農業大学校について入学金及び授業料の徴収に向けての検討を行う。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>▶定員 本科（2カ年 各学年25名） 研究科（2カ年 若干名）</p> </div>								
土木施設使用料 道路占用料等	<p>府の道路占用料は、現在その区分・額も国の道路法施行令に準拠している。しかし、法の規定によれば、都道府県の条例で独自に定めることは可能であり、他の都県でも実施していることを踏まえ、適正な受益者負担を求める観点から、平成14年度より見直しを行う。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>▶代表的な占用物件の現行占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>物件</td> <td>電柱</td> <td>電話柱</td> <td>地下管類</td> </tr> <tr> <td>占用料</td> <td>1600円/本・年</td> <td>930円/本・年</td> <td>48円/m・年</td> </tr> </table> <p>大阪市、堺市及び東大阪市以外の市の区域の場合</p> </div>	物件	電柱	電話柱	地下管類	占用料	1600円/本・年	930円/本・年	48円/m・年
物件	電柱	電話柱	地下管類						
占用料	1600円/本・年	930円/本・年	48円/m・年						

項 目	内 容
減免制度 府営住宅使用料	<p> 受益者負担の適正化、公平性の確保の観点から、応能応益家賃制度が平成 10 年度に導入され、すべての入居者の家賃が収入に応じた家賃となったことを踏まえ、平成 14 年度から現行制度に適合した減免制度に改める。 </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p> ▶現行減免制度の主な対象 月収が 74,000 円以下であるとき。 生活保護を受けている場合で、家賃が住宅扶助の限度額を超えるとき。 </p> </div>